

経営を拡大したい

農業経営拡大推進事業費補助金(市)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

5ha以上の経営面積を有する担い手に対し、経営拡大に取り組む際に要する農業用ハウスの資材及びフォークリフトの購入費を支援します。

対象者は？

次の要件のすべてに該当する方です。

- ・ 市内に住所を有し、認定農業者又は中心経営体に位置付けられている、又は位置付けられる見込みである農業者(法人組織は除く。)であること。
- ・ 水稻等の経営面積の合計が5ヘクタール以上であること。
- ・ 他の補助事業と重複して申請していないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。

補助対象となる経費は？

- ・ 農業用ハウス1棟分の資材の購入費
- ・ フォークリフトの購入費

※但し、消費税及び地方消費税の額を除く。

補助金額は？

補助対象経費の1/4以内の額(農業用ハウスは上限20万円、フォークリフトは上限50万円)

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 申請書の提出
- (3) 事業実施
- (4) 事業の完了報告及び補助金請求
- (5) 補助金の交付